

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月24日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画道路の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
位置 北信濃地区の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

理 由 書

1 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（千歳市決定）

7・5・72号 北信濃新中通

2 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3 都市計画変更の内容

終点の変更（延長増約 270m）

4 都市計画変更の理由

あずさ西地区及び北信濃第五地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における適正な土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、本案のとおり変更するものである。

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(千歳市決定)

都市計画道路中 7・5・72号 北信濃新中通を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道等と の交差の構造	
区 画 街 路	7・5・72	北信濃新中通	千歳市 あずさ 5丁目	千歳市 北信濃	千歳市 北信濃	約540m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面 交差1箇所	

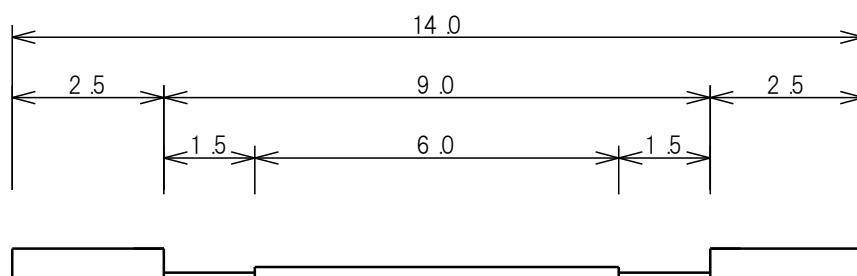
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変 更 説 明 書（千歳市決定）

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
7・5・72	北信濃新中通	7・5・72	北信濃新中通	終点の変更（延長増約270m）

定 規 図 (千歳市決定)

7・5・7 2 北信濃新中通



千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

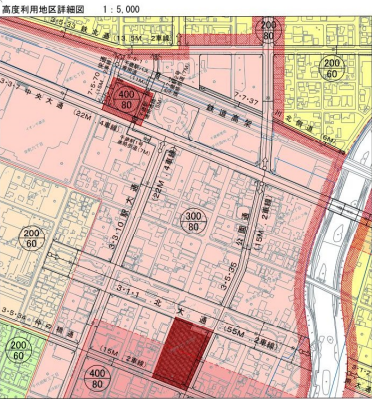
7・5・72 北信濃新中通(14m、2車線)
(千歳市決定)

3・4・21 9線通(18m、2車線)
(北海道決定)

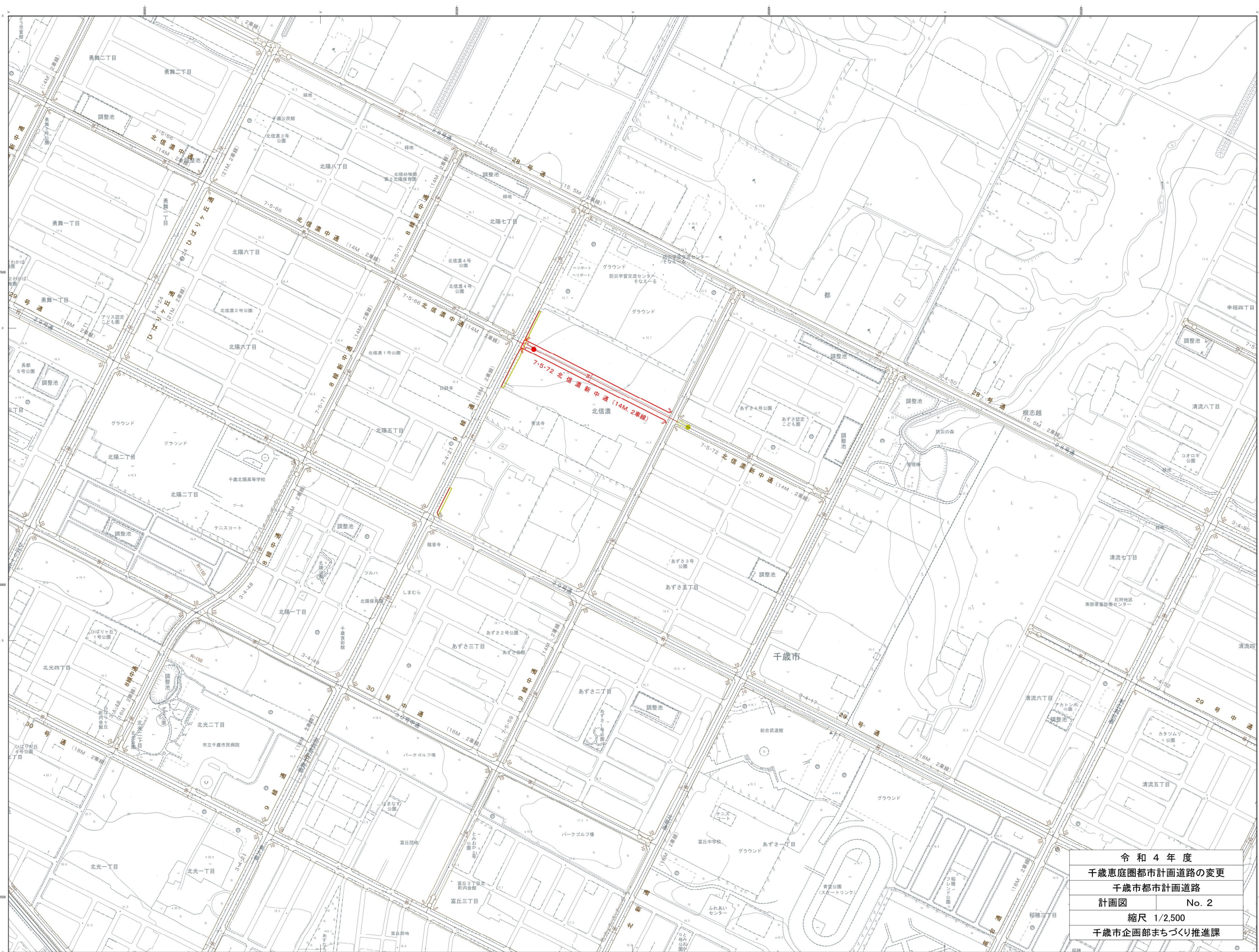
凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域境界線 (道路、河川等の中心線による)
	市街化区域境界線 (地籍界、見通し線による)
	川通、河川等の中心線による
	川通、河川等の中心線による
	川通、河川等の中心線による
用途地域	
	第1種低層住宅専用地域 60 40
	第2種低層住宅専用地域 80 50
	第1種中高層住宅専用地域 200 60
	第2種中高層住宅専用地域 200 60
	第1種住居地域 200 60
	第2種住居地域 200 60
	準住居地域 200 60
	近隣商業地域 200 80
	商業地域 400 80
	準工業地域 200 60
	工業地域 200 60
	工業専用地域 200 40
	高度利用地区 200 60
	準防火地域
	上段は容積率を示す 下段は建ぺい率を示す
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画河川
	その他の都市計画施設
	土地地区画整理事業
	市街地再開発事業区域
	地区計画区域
	D.I.D. (平成27年国勢調査)
	特別工業地区区域

凡 例	
変更のない区間	
変更前	
変更後	

令和4年度
千歳恵庭圏都市計画道路の変更
千歳市都市計画道路
総括図 No. 1
縮尺 1/15,000
千歳市企画部まちづくり推進課



千歳市都市計画道路図



令和4年度	
千歳恵庭圏都市計画道路の変更	
千歳市都市計画道路	
計画図	No. 2
縮尺 1/2,500	
千歳市企画部まちづくり推進課	

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
(承認番号) 平27道公 第157号」

株式会社シン技術コンサル調製

千歲市役所